

## ○ 総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
[一～三 略]	
<p>三の二 特定小電力無線局の無線設備のうち、テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用のものであつて、九二〇・五MHz以上九二五・一MHz以下の周波数の電波を使用するもの（キャリアセンスの備付けを要しないものであつて、無線設備規則第四十九条の十四第七号ニただし書に規定する条件に適合するものに限る。）</p>	三ニビット以上
[四～十三 略]	
[二 略]	
<p>二 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。</p>	
[1 略]	
<p>2 第一号の表の三の二の項に規定する無線設備を使用する端末設備等</p>	
[3～6 略]	
<p>四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。</p>	
<p>1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設</p>	

改正前	
<p>一 [同上]</p>	
[同上]	[同上]
[一～三 同上]	
[新設]	
[四～十三 同上]	
[二 同上]	
<p>三 [同上]</p>	
[1 同上]	
[新設]	
[2～5 同上]	
<p>四 [同上]</p>	
<p>1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設</p>	

<p>備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備、テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）又は第二項の表中三の二の項に規定する無線設備であつて、次の条件を満たすもの</p> <p>〔一〕・〔二〕 略</p> <p>〔2・3〕 略</p> <p>五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕・〔3〕 略</p> <p>4 第一号の表の三の二の項に規定する無線設備を使用する自営電気通信設備</p> <p>〔5〕・〔13〕 略</p>	<p>備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備又はテレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）であつて、次の条件を満たすもの</p> <p>〔一〕・〔二〕 同上</p> <p>〔2・3〕 同上</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔1〕・〔3〕 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔4〕・〔12〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	